平成２８年（フ）第４１５号
横浜市神奈川区栄町６番地１　ヨコハマポートサイド　ロア弐番館1104号
破産者　石川　利男
１　決定年月日　平成28年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４３４号
相模原市南区旭町13番９号
破産者　瀧嶋　武夫
１　決定年月日　平成28年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３０２号
福島県会津若松市門田町御山字村中332－１、開始決定時の住所新潟市西区上新栄町３丁目19番２号３
破産者　目黒　　圭
１　決定年月日　平成28年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２２０号
静岡県富士市中之郷828番地の10
破産者　伊東三千男
１　決定年月日　平成28年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第２４０号
静岡県富士市原田1471番地の７
破産者　鈴木　賢二
１　決定年月日　平成28年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第４２号
静岡県富士市入山瀬562番地の８
破産者　遠藤友紀雄
１　決定年月日　平成28年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第６７号
静岡県磐田市竜洋中島1411番地
破産者　鷹野　清治
１　決定年月日　平成28年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３９号
高知市介良乙2645番地１　イチゴハイツⅡ・Ｂ101
破産者　尾野　志朗
１　決定年月日　平成28年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４０号
高知市介良乙2645番地１　イチゴハイツⅡ・Ｂ101
破産者　尾野　るみ
１　決定年月日　平成28年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２３０号
高知市高須２丁目１番30号　シティライフ高須Ａ102
破産者　田井　英貴
１　決定年月日　平成28年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３１号
佐賀県唐津市湊町272番地１
破産者　宮田　光二
１　決定年月日　平成28年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第７８号
佐賀県唐津市町田３丁目８番１号　コーエイハイツ202号
破産者　濵﨑　松見
１　決定年月日　平成28年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第４１８号
鹿児島県鹿児島市川上町387番地１
破産者　内村　好輔
１　決定年月日　平成28年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結

平成２７年（フ）第２１４号
福井市高柳１丁目1302番地
破産者　株式会社むぎや蒲鉾
１　決定年月日　平成28年５月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３３５号
名古屋市東区白壁１丁目45番地
破産者　中部トラベル株式会社
１　決定年月日　平成28年５月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７７４号
愛知県東海市東海町２丁目15番１号
破産者　有限会社トーカイ
１　決定年月日　平成28年５月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２３２号
北海道厚岸郡厚岸町港町３丁目87番地
破産者　金万産業株式会社
１　決定年月日　平成28年５月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第２０３号
北海道厚岸郡厚岸町港町３丁目87番地
破産者　被相続人亡金橋功治相続財産
１　決定年月日　平成28年５月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１１８号
千葉県佐倉市西志津４丁目７番４号
破産者　鬼木　麻美（旧姓野邉）
１　決定年月日　平成28年５月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部